（発航前の検査等）

第百三十八条　法第二十三条の三十六第五項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　次に掲げる発航前の検査（当該検査の結果に基づく小型船舶の航行の安全を図るために必要な措置を講ずることを含む。）を実施すること。

［イ～ニ　略］

［二・三　略］

（再教育講習受講通知の基準）

第百三十九条　法第二十三条の三十七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　別表第十一第一号の表の違反行為の内容の欄に掲げる行為をしたとき（次号に掲げる場合を除く。）。

二　累積点数が、別表第十一第二号の表の前歴の有無の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の累積点数の欄に掲げる点数に該当することとなつたとき。

別表第十一（第九十三条、第百三十九条、第百四十二条関係）

一　遵守事項違反点数表

違反行為の内容	点数
酒酔い操縦、自己操縦義務違反、危険操縦又は見張りの実施義務違反	三点
船外への転落に備えた措置義務違反又は発航前検査義務違反	二点

備考

1　違反行為に付する点数は、次に掲げるところによる。

［一・二　略］

三　再教育講習を受けなければならない者が、受講期間内にその違反行為に係る再教育講習を受けたとき（第百三十九条第二号に掲げる場合を除く。）は、一による点数から二点を減じた点数とする。

2　この表の違反行為の内容の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に掲げるところによる。

［一～三　略］

四　「見張りの実施義務違反」とは、法第二十三条の三十六第五項の規定に違反する行為のうち、第百三十八条第二号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

五　［略］

六　「発航前検査義務違反」とは、法第二十三条の三十六第五項の規定に違反する行為のうち、第百三十八条第一号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

［二・三　略］

（発航前の検査等）

第百三十八条　法第二十三条の三十六第五項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　次に掲げる発航前の検査を実施すること。

［イ～ニ　同上］

［二・三　同上］

（再教育講習受講通知の基準）

第百三十九条　法第二十三条の三十七第一項の国土交通省令で定める基準は、累積点数が、別表第十一第二号の表の前歴の有無の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の累積点数の欄に掲げる点数に該当することとなつたときとする。

［各号を加える。］

別表第十一（第九十三条、第百三十九条、第百四十二条関係）

一　遵守事項違反点数表

違反行為の内容	点数
酒酔い操縦、自己操縦義務違反又は危険操縦	三点
船外への転落に備えた措置義務違反	二点

備考

1　違反行為に付する点数は、次に掲げるところによる。

［一・二　同上］

［号を加える。］

2　この表の違反行為の内容の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に掲げるところによる。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　［同上］

［号を加える。］

［二・三　同上］